

第3章 消防用設備等技術基準

第1節 消火器具（消火器）

目 次

1	消火器具の種類と適応性	1
2	用語例	1
3	消火器具の種類等	2
4	設置及び配置場所	2
5	能力単位	4
6	付加設置すべき部分の取扱い（規則第6条第3項から第5項の取扱いについて）	5
7	飲食店に設置する消火器の取扱い	7
8	標識	8
9	その他	9

消火器具とは、初期段階の火災の消火を主目的としたもので、消火器及び簡易消火用具をいう。

1 消火器具の種類と適応性

- (1) 消火器は、検定品であること。
- (2) 簡易消火用具は、令第7条第2項第1号イからニに掲げるものとする。
- (3) 消火器具の適応性は、令第10条第2項第1号（令別表第2）によること。

2 用語例

- (1) 「消火器」とは、水その他消火剤（以下この項において「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下この項において同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (2) 「住宅用消火器」とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (3) 「交換式消火器」とは、本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を一体として交換できる消火器であって、収納容器に結合させることにより人が操作して消火を行うものをいう。
- (4) 「水消火器」とは、水（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤規格省令」という。）第8条に規定する浸潤剤等（以下この項において「浸潤剤等」という。）を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (5) 「酸アルカリ消火器」とは、消火薬剤規格省令第2条に規定する酸アルカリ消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (6) 「強化液消火器」とは、消火薬剤規格省令第3条に規定する強化液消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (7) 「泡消火器」とは、消火薬剤規格省令第4条に規定する泡消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (8) 「ハロゲン化物消火器」とは、消火薬剤規格省令第5条及び第6条に規定するハロゲン化物消火薬剤を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (9) 「二酸化炭素消火器」とは、液化二酸化炭素を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (10) 「粉末消火器」とは、消火薬剤規格省令第7条に規定する粉末消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。

- (11) 「加圧式の消火器」とは、加圧用ガス容器の作動、化学反応又は手動ポンプの操作により生ずる圧力により消火剤を放射するものをいう。
- (12) 「蓄圧式の消火器」とは、消火器の本体容器内の圧縮された空気、窒素ガス等の圧力又は消火器に充てんされた消火剤の圧力により消火剤を放射するものをいう。

3 消火器具の種類等

消火器具の種類等は、令第10条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 設置する消火器具の種類は、粉末（ABC）消火器10型とすること。なお、粉末では消火困難な燃焼物がある場合は、浸透性のある強化液消火器等とすること。
- (2) 設置する消火器の構造は、努めて蓄圧式の消火器とすること。

4 設置及び配置場所

消火器の設置場所は、令第10条第1項及び第2項並びに規則第6条第6項、第7条第1項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っかけて倒したり、または避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置すること。
- (2) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路または室の出入口付近に設置すること。
- (3) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。
- (4) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。
- (5) 消火器は、通風がよく、次に掲げる場所を避けた場所に設置すること。◆
 - ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所
 - イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等、湿気の多い場所
 - ウ 雨水のかかる場所なお、やむを得ず屋外に消火器を設置する場合は、格納箱に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。◆

- (6) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。◆
- (7) メゾネットの共同住宅その他2階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でない認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限りに、令第32条の規定を適用して、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。
- (8) 精神疾患又は知的障害者等が入所する施設は、消火器の本来の目的としての使用が困難なため、規則第6条第6項の規定により各階に設置される本数の消火器をナースステーション等の有効に使用可能な場所に集中して配置できるものとする。
- (9) 令別表用途部分で相互に往き来ができない場合にあつては、それぞれの令別表用途部分に設置すること。◆
- なお、共用部分に設けることができる場合は、この限りでない。
- (10) 連続式長屋（店舗、事務所等と専用住居併用の長屋式防火対象物）又は店舗付併用型住宅の専用住居部分は、専用住居部分から令別表第1の用途部分に設置された消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように消火器具を配置した場合は、令第32条を適用し、専用住居部分は設置免除とする。
- (11) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が20mを超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限りに、令第32条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下、通路等に設置することができる。
- (12) 共同住宅で、管理上その他やむを得ない場合は、次によりパイプシャフト等内に設置できるものとする。
- ア 消火器具を設置していることが分かるように、消火器具の標識及び扉内にある旨の表示を扉の前面等にする。
- イ 当該パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができるスペースを有していること。
- ウ 当該パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な状態に管理すること。
- エ パイプシャフト等内に設置している旨を入居者全員に周知徹底すること。
- (13) ハロゲン化物消火器等を設置できない場所
- 消火器のうち二酸化炭素消火器又はハロゲン化物消火器(ハロン1301消火器を除く。)は、次の場所に設置してはならない。
- ア 地下街、準地下街
- イ 換気について有効な開口部の面積が床面積の1/30以下で、かつ、当該床面積が20㎡以下の地階、無窓階又は居室

5 能力単位

- (1) 消火器具の能力単位は、規則第6条第1項の規定及び規格省令によること。
- (2) 能力単位の算定
 - ア 規則第6条から第8条の規定によるほか、次によること。（第1図参照）

(第1図)

	防火対象物の区分	面積
政 令 及 び 規 則	令別表第1(1)項イ、(2)項、(16の2)項、(16の3)項及び(17)項に掲げる防火対象物	50㎡(100㎡※1)
	令別表第1(1)項ロ、(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物	100㎡(200㎡※1)
	令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物	200㎡(400㎡※1)
	少量危険物	$\frac{\text{貯蔵又は取扱い最大数量}}{\text{指定数量}}$
	指定可燃物	$\frac{\text{貯蔵又は取扱い最大数量}}{\text{危政令別表第4の数量} \times 50}$
	変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所※2	100㎡以下ごとに1個
	鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所※3	25㎡

- ※1 ()内の数値は、主要構造部を耐火構造とし、内装を難燃材料とした場合に適用（規則第6条第2項）
- ※2 規則に規定するその他これらに類する電気設備とは6(2)ウによるものとする。
- ※3 規則に規定するその他多量の火気を使用する場所とは6(3)によるものとする。

イ 規則第6条第4項の変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときの床面積の算定は、次によること。

- (ア) 感電防止用フェンス等により囲まれている場合は、当該囲まれた部分とする。
- (イ) キュービクル式の変電設備の場合は、当該水平投影面積とする
- (ウ) 室を形成しない場合で、上記(ア)、(イ)以外の場合は、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平5mの線で囲まれた部分の面積とする。
- (エ) 上記以外の場合は、当該室の床面積とする。

ウ 規則第6条第5項の鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所の床面積の算定は、次によること。

- (ア) 室を形成する場合は、当該室の床面積とする。

- (イ) 室を形成しない場合は、条例第3条第1項第1号に規定する離隔距離で囲まれた部分の床面積とする。
- (ウ) 厨房部分については、建基令第129条第6項の規定により、内装規制が必要な調理室の床面積とする。

6 付加設置すべき部分の取扱い（規則第6条第3項から第5項の取扱いについて）

令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、規則第6条第3項から第5項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分並びに変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他の多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

(1) 少量危険物及び指定可燃物

規則第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末消火器（ABC）10型とすること（少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。）。◆

(2) 電気設備

規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいう。

ア 変電設備（電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサー等の電気機器によって構成されるもの。）で全出力が50kWを超えるものをいう。

イ 発電設備は、内燃機関によるものだけでなく、火力発電、水力発電、風力発電、潮力発電、バイオマス発電の発電設備をいう。ただし固定して用いるものに限る。（条例第12条第4項に定めるものを除く。）

ウ その他これらに類する電気設備は、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、遮断器、計器用変成器等をいう。）及び蓄電池設備をいう。

なお、次のいずれかに該当するものでも、設置を指導すること。◆

(ア) 配電盤、分電盤又は制御盤のみのも

(イ) 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

(ウ) 蓄電池設備で、その容量が4,800アンペアアワー・セル未満のもの

(エ) 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御式のもの

(オ) 配線、照明、電動機等

(3) 火気を使用する場所

規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。

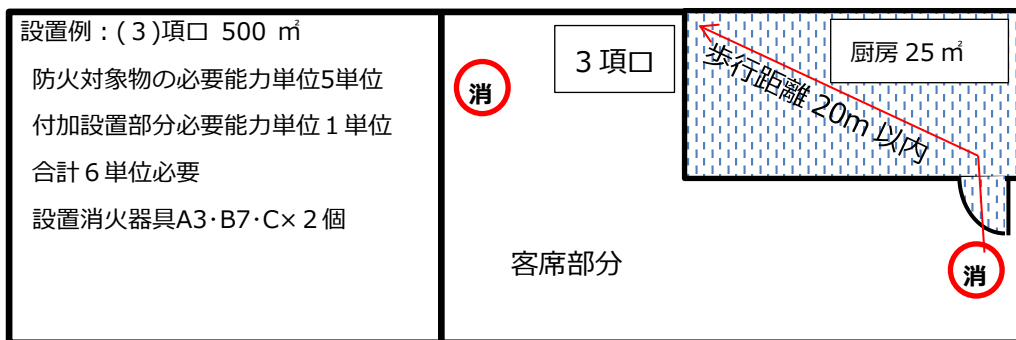
- ア 営業用食品加工炉及びかまど
- イ 工業炉及びかまどを設置する場所
- ウ 公衆浴場の火焚場
- エ 火葬場のかま場
- オ 焼却炉
- カ 厨房（個人の厨房及びコンロ数2口以内を除く。）
- キ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が21kW以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- ク 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- ケ ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- コ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- サ サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- シ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- ス 火花を生ずる設備
- セ 放電加工機

※ア～オについては、据付面積2㎡以上の炉に限る。（個人の住居に設けるものを除く。）

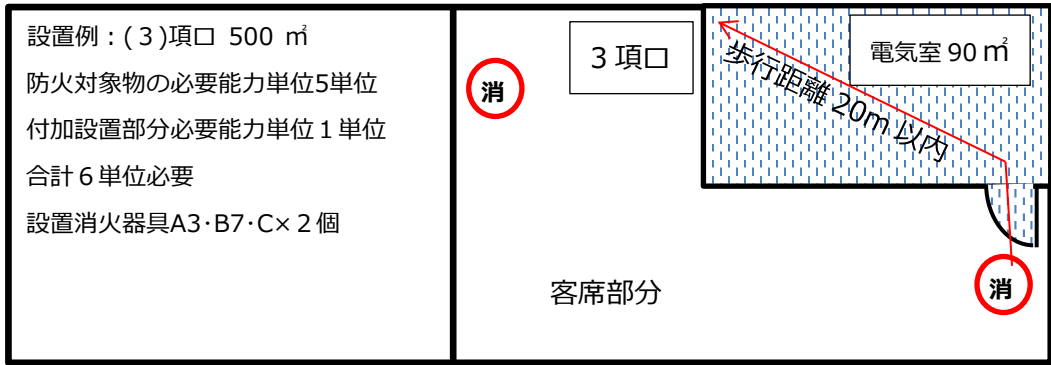
(4) 火花を生ずる設備とは、グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機、製綿機、その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。

(5) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適用するものとされる消火器を設置すること。ただし、防火対象物に設置される消火器が、規則第6条第4項及び第5項に規定する部分に設置する必要な消火器の個数と歩行距離を満たす場合は、重複設置は必要ないものとして取り扱う。（第2図・第3図・第4図参照）

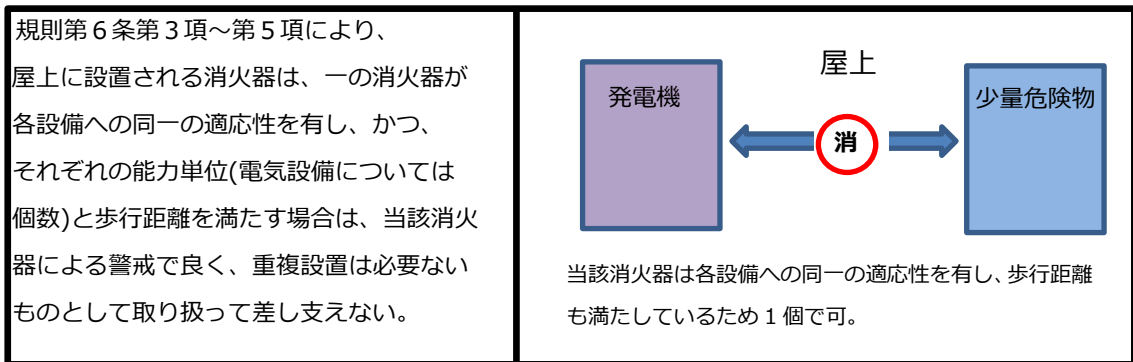
(第2図)



(第3図)



(第4図)



7 飲食店に設置する消火器の取扱い

(1) 令第10条第1項第1号口に規定する「火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたもの」の取扱いについて

ア 令第10条第1項第1号口に規定する「火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、消防法(昭和23年法律第186号)第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたものをいうものであること。

なお、火を使用する設備または器具に同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものであること。

イ 規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けることをいう。

(ア) 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

3つ口コンロについては、全ての火口に調理油過熱防止装置が設置されていなければ、「防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの」として捉えられず、消火器の設置義務は免除できない。

調理油過熱防止装置を有するものには、「PS マーク」や「Si センサー」のマークの表示がなされているため、これらの表示の有無等によって確認すること。

(イ) 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成 14 年総務省令第 24 号)第 11 条第 7 号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物(自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。)とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

(ウ) 「その他危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、「その他危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」に該当しないこと。

(2) 規則第 6 条第 5 項及び第 6 項に規定する消火器の設置方法の細目について

ア 延面積 150 m²未満の令別表第 1(3)項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、従前から付加設置が義務であった部分については、その基準は継続するものであること。

イ 延面積 150 m²未満の令別表第 1(3)項に掲げる防火対象物のうち、今回の改正により、新たに消火器の設置義務が課せられる防火対象物に対しては、規則第 6 条第 5 項の規定により、能力単位の合計数の加算は行わないこととし、また、同条第 6 項第 2 号の規定により、火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)が設けられた階にのみ配置し、当該部分までの距離が歩行距離 20m 以下となるように配置すること。

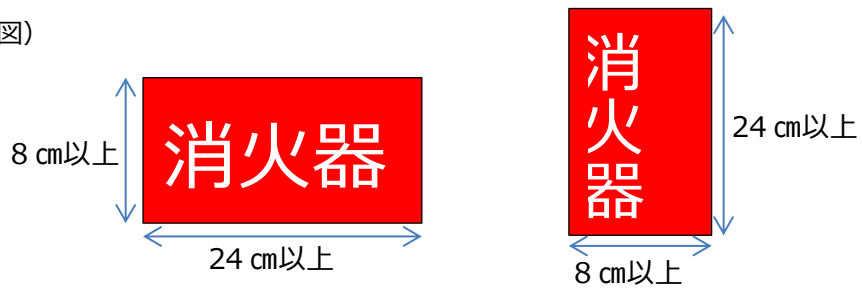
8 標識

(1) 規則第9条第4号に規定する標識は、次によること。

ア 標識の大きさは、短辺 8 cm 以上、長辺 24 cm 以上とすること。(第5図参照)

イ 地を赤色、文字を白色とすること。ただし、地、文字ともに違う配色でも鮮明に認識できる場合はこの限りではない。その際は、事前に消防と協議を行い、確認をすること。

(第5図)

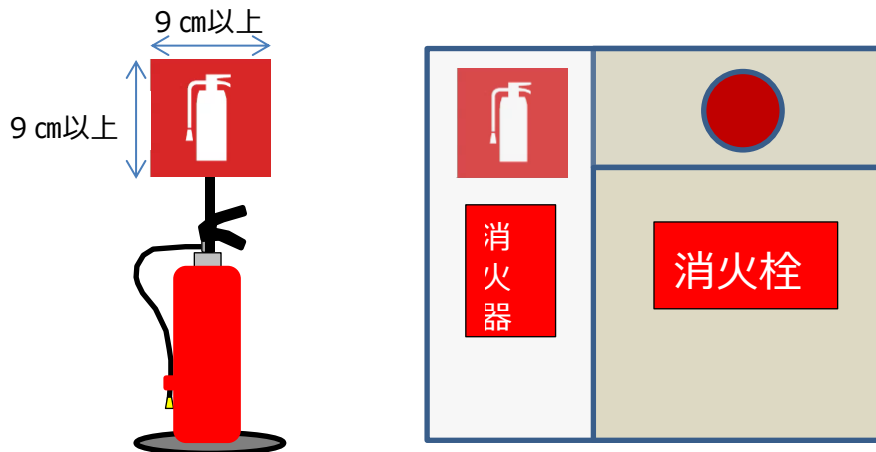


ウ 令別表第1(1)項イ、(5)項イ及び(10)項等、多数の外国人来訪者の利用が想定される施設等の消火器の標識については、ピクトグラムを設置するよう指導すること。

その際、消火器を直接視認できる場合は、令第32条を適用し、規則第9条第4号に規定する標識を免除してピクトグラムのみで差し支えない。ただし、消火器が収納箱等に収納され、直接視認できない場合は、ピクトグラムと規則第9条第4号に規定する標識を併用すること。

また、消火器収納箱と屋内消火栓が近接する場合、ピクトグラムの床面からの高さとは表示灯の高さを合わせること。(第6図参照)

(第6図)



9 その他

令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の一般住宅部分についても消火器を設置指導すること。